

相模原市農業委員会第13回会議議事録

開 会 日 時 令和2年3月30日 午後1時35分

閉 会 日 時 令和2年3月30日 午後3時12分

開 催 場 所 市役所第2別館3階 第3委員会室

出 席 委 員 (印)

	西山 和秀		中里 州克		榎田 和子
	八木 拓美		市川 忠孝		藤村 達人
	關山 富雄		小林 康史		高橋 三行
4	古木 清		齋藤 憲一		天野 明
	江藤 昭利		菱山 喜章		加藤 正博
	阿部 健		八木 健一		
	渋谷 利雄		金井 睦		

出席委員 18名

欠席委員 1名(4番古木清委員)

傍聴人 0名

事 務 局 相澤博 鈴木和夫 伊藤和彦 松島政幸 一之瀬素弘 中山隆司
山田彩奈

議事録署名人 議 長

議席 14 番

議席 6 番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2	議案第83号	農地法第3条の規定による許可申請について
3	議案第84号	農地法第4条の規定による許可申請について
4	議案第85号	農地法第5条の規定による許可申請について
5	議案第86号	農用地利用集積計画の決定について
6	議案第87号	農用地利用集積計画の決定について
7	議案第88号	令和3年度県農林業施策並びに予算に関する要望(税制改正要望事項)について
8	議案第89号	相模原市農業委員会規程の一部を改正する規程について
9	議案第90号	相模原市農業委員会障害者活躍推進計画について
10	議案第91号	事務局職員の退職について
11	議案第92号	事務局職員の任免について
12	報告第84号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
13	報告第85号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
14	報告第86号	農地所有適格法人の報告について
15	報告第87号	非農地証明書の発行について
16	報告第88号	民事執行法による売却に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について
17	報告第89号	国税徴収法による売却に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について
18	報告第90号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
19	報告第91号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

議長（八木会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第13回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は18名で、定足数に達しております。

本日、4番古木清委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、6番阿部健委員、14番金井睦委員をご指名いたします。

日程1 会務報告

議長（八木会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」についてですが、事前に送付いたしました会務報告のとおりとさせていただきます。

会務報告について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、以上で会務報告を終わります。

日程2 議案第83号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程2 議案第83号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松島所長）

それでは、1ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第83号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-1017は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和2年3月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、津久井事務所管内の1件の説明をいたします。2ページをご覧ください。

收受番号3-1017は、緑区根小屋に住む譲受人が、同じく根小屋に住む譲渡人の所有する農地を、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は1ページをご覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、根小屋の畑、1筆、95㎡です。今後の作付は、露地野菜の栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地6筆、4,680㎡、全て適切に管理されていることを確認しており、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が300日、その妻が100日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明やご意見はございませんか。

收受番号3-1017については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

9番（市川委員）

3月23日に現地を見てまいりました。譲受人は83歳と、ちょっと高齢ですけども、元気に野菜づくりをしています。露地野菜が主ですけど、あぐりんずつくいへ出荷したりということで、夫婦元気でやっています。ほかの圃場も見回ったんですけども、全てきれいに耕作されていて、問題ないかと思えます。よろしくご審議ください。

議長（八木会長）

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 8 3 号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程 2 議案第 8 3 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程3 議案第84号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程3議案第84号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、3ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第84号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-23から4-24は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和2年3月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、4ページをご覧ください。

收受番号4-23は、申請人が所有する大島の農地、3筆、1,990㎡のうち1,658.50㎡を、資材置き場及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は2ページをご覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、建設業者からの要望により、資材置き場及び駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、ブロック積み3段及びフェンスで土留めをし、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は中之郷ふれあい公園の西約200mです。

続きまして、收受番号4-24は、申請人が所有する磯部の農地、1筆、330㎡を、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は3ページをご覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、不動産業者からの要望により、貸し駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口側を除き、北側、東側を安全鋼板で土留めし、西側については、既存の安全鋼板を利用する計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は誠心相陽幼稚園の北東約290mです。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明やご意見はございませんか。

收受番号4-23については、緑区担当委員さん、お願いいたします。

6番（阿部委員）

3月18日の午前中に現地の状況調査に行っていました。ちょうど、申請人がおられまして、一部、耕うん作業をやっていました。申請人の先代は、ブドウ園にしたり、栗林にしたりということであったんですが、今、栗の木が10本ほどありました。あとはきれいに耕作がされている状況でした。まだ、去年の作付部分が残っていたりするのもあるんですが、大方、葉物、それから、ネギとか幾つか根物も含めて、まだ残ったものもあったりする中で、耕作、耕うんをしているところでございました。すぐ隣に許可

済みとあるのは、8月30日に有限会社萩原和興業が資材置き場、駐車場ということで、大型の車も入ったりするような場所として、周りは既にブロック3段積み、上にフェンスがありまして、外周がしっかりできて、中は砂利敷きで、車が頻繁に出入りしているという状況でした。申請人に確認したところ、同じ会社に使ってもらうということで、道路のところも4メートル50に拡張するという、周りは全部、ブロック3段積みにして、雨水排水の関係でも問題ないように設計がされているはずですという話を伺いました。ご本人は、まだ耕作する畑は随分ありまして、家族もここまではもうやりきれないということで、使いたいというところがあるので、そこに貸したいということで、こういう造成をしたいという話でした。良好な畑で、山口担当推進委員も過去から、調査の中ではランクをAということで評価がされていた農地でございました。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長（八木会長）

次に、收受番号4 - 24について、南区担当委員さん、お願いたします。

1番（西山委員）

3月25日に現地調査に行つてまいりました。ここは老人ホームの南側に当たりまして、周りは既に車置き場とか雑草地になっております。ここは比較的きれいに耕うんされておりますが、状況から見て、仕方がないのかなということです。そして、手前の左側ですが、若干、ごみ等が放棄されておりました。個人で出したものか、捨てられたものかわからないんですが、駐車場等で使う場合、土を掘って、そこに埋めてしまうという方法をとらずに、きれいに対処した後に、それ相応の対応の仕方をしていただきたい、そんなところを事務局にも話しておきましたので、ご配慮いただきたいと思つます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（八木会長）

それでは、これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第84号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よつて日程3議案第84号については、原案のとおり決定いたしました。

日程4 議案第85号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程4議案第85号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、5ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第85号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-25から5-28及び5-1049から5-1062は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和2年3月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、6ページから7ページをご覧ください。本庁分を説明します。

收受番号5-25は、譲受人の株式会社大翔が、譲渡人が所有する磯部の農地、1筆、495㎡の所有権移転を受け、資材置き場及び駐車場として転用するための申請です。案内図は4ページをご覧ください。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、現在、不動産業を営んでおり、建設業者からの要望を受けて、貸し資材置き場及び貸し駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、万能鋼板で土留めをし、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は誠心相陽幼稚園の南東約290mです。

続きまして、收受番号5-26は、譲受人の株式会社マルイハウジングが、譲渡人が所有する麻溝台の農地、2筆、730㎡の所有権移転を受け、貸し駐車場として転用するための申請です。案内図は5ページをご覧ください。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、現在、不動産賃貸業を営んでおり、運送業者からの要望を受けて、貸し駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口側を除き、ブロック2段積みで土留めをし、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相模ヶ丘病院の南東約230mです。

続きまして、收受番号5-27は、譲受人の有限会社志村工務店が、譲渡人が所有する上溝の農地、1筆、347㎡の所有権移転を受け、敷地の拡張として転用するための申請です。案内図は6ページをご覧ください。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。農地区分は第1種農地です。申請理由といたしましては、現在使用している資材置き場及び駐車場が手狭なため、既存施設の敷地拡張を行うための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口側を除き、安全鋼板で土留めをし、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は古山いちのせき公園の北西約280mです。

補足になりますけれども、申請地は第1種農地ということで、本来であれば農地転用ができない農地の区分になるんですが、特例としまして、既存施設の拡張であると、既存の施設の半分の面積までは拡張することができるという規定になっております。その

規定によって、今回、転用の申請がなされたということになります。

続きまして、收受番号5 - 28は、譲受人の株式会社東証ビルディングが、譲渡人が所有する上溝の農地、5筆、798.17㎡の所有権移転を受け、貸し資材置き場及び貸し駐車場として転用するための申請です。案内図は7ページをご覧ください。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、現在、不動産業を営んでおり、建設業者からの要望を受けて、貸し資材置き場及び貸し駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、北側、南側、東側を安全鋼板で土留めをし、西側は既設ブロックを利用する計画です。雨水については、碎石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は鳩川すみれ公園の南東約130mです。

以上で本庁分を終わります。

事務局（松島所長）

続きまして、津久井事務所管内の14件を説明いたします。7ページから10ページをご覧ください。

初めに、收受番号5 - 1049は、譲渡人が所有する緑区広田の農地、1筆、250㎡を所有権移転して、駐車場に転用するものです。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は8ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。申請理由は、現在、不動産業を営んでおり、貸し駐車場を確保するためです。農地区分は第2種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、単管フェンス及び新設ブロック2段から3段積みで土留めする計画で、雨水は、碎石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は広田小学校の北西約110mです。

続きまして、收受番号5 - 1050は、譲渡人が所有する緑区小倉の農地、1筆、549㎡を所有権移転して、自己住宅に転用するものです。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は9ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。申請理由は、リニア中央新幹線建設に伴う収用により、新たに自己住宅を建築するためです。農地区分は第2種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、新設コンクリートブロック3段積みで土留めする計画で、雨水は、浸透処理施設による敷地内浸透とする計画です。申請地は小倉自治会館の南東約10mです。

続きまして、收受番号5 - 1051は、譲渡人が所有する緑区日連の農地、1筆、699㎡を所有権移転して、資材置き場に転用するものです。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は10ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。申請理由は、現在使用している資材置き場が事業規模拡大に伴い手狭となることから、新たに資材置き場を確保するためです。農地区分は第3種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、進入路を除き、万能鋼板を新設する計画で、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は日連診療所の南西約530mです。

続きまして、收受番号5 - 1052は、譲渡人が所有する緑区小原の農地、1筆、453㎡を所有権移転して、自己住宅に転用するものです。現地の状況につきましては、

スクリーンをご覧ください。案内図は11ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。申請理由は、現在住んでいる自宅マンションを売却し、新たに自己住宅を建築するためです。農地区分は第3種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既設のコンクリート擁壁及び新設の矢板で土留めする計画で、雨水は、浸透処理施設による敷地内浸透とする計画です。申請地は中央自動車道相模湖東出口の北約10mです。

続きまして、收受番号5-1053は、譲渡人が所有する緑区千木良の農地、1筆、493㎡を所有権移転して、宅地分譲に転用するものです。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は12ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。申請理由は、譲受人は不動産業を営んでおり、宅地分譲するためです。農地区分は第3種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、新設ブロック1段から3段積みで土留めする計画で、雨水は、浸透処理施設による敷地内浸透とする計画です。申請地は千木良診療所の西約30mです。

続きまして、收受番号5-1054は、譲渡人が所有する緑区小淵の農地、1筆、499㎡を所有権移転して、自己住宅に転用するものです。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は13ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。申請理由は、居住していた自宅が台風19号により全壊し、新たに自己住宅を建築するためです。農地区分は第3種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、隣接地への土留め策として、既設及び新設のコンクリート擁壁で土留めする計画で、雨水は、浸透処理施設による敷地内浸透とする計画です。申請地は市立藤野中学校の東約170mです。

続きまして、收受番号5-1055は、譲渡人が所有する緑区千木良の農地、1筆、486㎡を所有権移転して、自己住宅に転用するものです。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は、恐れ入りますが、12ページにお戻りください。先ほどの收受番号5-1053の右下の斜線部分が本案件の申請地となります。申請理由は、リニア中央新幹線建設に伴う収用により、新たに自己住宅を建築するためです。農地区分は第3種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、道路側を除き、既設及び新設のコンクリート擁壁及びコンクリートブロックで土留めする計画で、雨水は、浸透処理施設による敷地内浸透とする計画です。申請地は千木良診療所の南西約50mです。

続きまして、收受番号5-1056は、譲渡人が所有する緑区三井の農地、1筆、260㎡を所有権移転して、自己住宅に転用するものです。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は14ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。申請理由は、譲受人は現在、妻の親と同居しており、新たに自己住宅を建築するものです。農地区分は第2種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、新設のコンクリートブロック2段積みで土留めする計画で、雨水は、浸透処理施設による敷地内浸透とする計画です。申請地は市立三井地域センターの東約200mです。

続きまして、收受番号5-1057は、譲渡人が所有する緑区小倉の農地、1筆、866㎡のうち、336.72㎡に使用貸借権を設定して、自己住宅に転用するもので

す。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は15ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。申請理由は、リニア中央新幹線建設に伴う収用により、新たに自己住宅を建築するためです。農地区分は第2種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、道路側を除き、地先境界ブロックで土留めする計画で、雨水は、浸透処理施設による敷地内浸透とする計画です。申請地は小倉テニスコートの南約170mです。

続きまして、收受番号5-1058は、譲渡人が所有する緑区吉野の農地、1筆、964㎡を所有権移転して、宅地分譲3区画に転用するものです。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は16ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。申請理由は、譲受人は不動産業を営んでおり、宅地分譲するためです。農地区分は第3種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、道路側を除き、既設及び新設のコンクリート擁壁及び間知ブロックで土留めする計画で、雨水は、敷地内浸透とする計画です。申請地はシュタイナー学園高等部の西約40mです。

続きまして、收受番号5-1059は、譲渡人が所有する緑区吉野の農地、1筆、52㎡を所有権移転して、進入路に転用するものです。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は16ページで、前の收受番号5-1058の北側の場所となります。申請理由は、隣接する譲受人所有の農地への進入路を確保するためです。農地区分は第3種農地です。なお、進入路について、徒歩での出入りを予定し、砂利敷きとする計画です。被害防除に関しては、特に対応は要しません。申請地はシュタイナー学園高等部の西約40mです。

收受番号5-1060は、貸出人が所有する緑区小淵の農地、1筆、661㎡に賃貸借を設定して、障害者支援施設に転用するものです。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は17ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。申請理由は、日連の施設敷地の一部が道路拡張されることに伴い、新たに障害者支援施設を建設するためです。農地区分は第3種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既設及び新設のコンクリートブロックで土留めする計画で、雨水は、浸透処理施設による敷地内浸透とする計画です。申請地は市立藤野中学校の西約50mです。

続きまして、收受番号5-1061は、貸出人が所有の緑区長竹の農地、1筆、227㎡に賃借権を設定して、飼育場に転用するものです。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は18ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。申請理由は、ヤギを利用した除草事業を行うに当たり、ヤギの飼育場所を確保するためです。農地区分は第2種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、道路側を除き、既設の擁壁及び新設の土留め鋼板で土留めする計画で、雨水は、敷地内浸透とする計画です。なお、敷地周囲にはフェンスを設置し、ヤギの逃亡防止を講じております。申請地はワゲン療育診療所の南西約200mです。

続きまして、收受番号5-1062は、貸出人が所有する緑区太井の農地、1筆、681㎡のうち339.74㎡に使用貸借権を設定して、自己住宅に転用するものです。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は19ページとなりま

して、斜線部分が本案件の申請地となります。申請理由は、譲受人は現在、親と同居しており、新たに自己住宅を建築するものです。農地区分は第3種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、道路側を除き、既設のコンクリートブロック並びに新設のブロック擁壁及び矢板で土留めする計画で、雨水は、浸透処理施設による敷地内浸透とする計画です。申請地は市立中野保育園の東約730mです。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明やご意見はございませんか。

收受番号5 - 25については、南区担当委員さん、お願いいたします。

1番（西山委員）

3月25日に、現地調査へ行ってまいりました。現在、耕うんされて非常にきれいになっております。これは右側のはなさかという特別養護老人ホームの道路を挟んで北側に当たります。この写真ですと、先ほどのように大変きれいになっておるんですが、手前側に、夏場の日差しを避けるために植えた木と思われまして大変大きな切り株が2つほどありまして、ここを整備するに当たりますと、きれいな黒土ですし、穴を掘って埋められるのも問題なので、そのようなことがないように注意して行うようお願いしたところです。周りの環境もきれいで問題ないところですので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号5 - 26については、南区担当委員さん、お願いいたします。

3番（關山委員）

3月15日に、現地を見てまいりました。農地としては非常にきれいになっていまして、周囲の状況的には、左のほうがほんのわずかですけれども少し傾斜しているような、そんな状況で、農地が隣接している関係上、駐車場にする場合は、大抵、転圧をして、地盤をつくっているんですね。それで、敷地内浸透ということですが、最近の集中的な雨を考えると、左側のほうに少しずつあふれてしまうのではないかなという懸念がありますので、敷地内浸透だけではなく、浸透ますを設置していただいたらということで、少なくとも4隅と真ん中で両端、最低でも3個ずつ、6個ぐらいは必要ではないかと思われまして、事務局から要請していただくということで、問題なしという形をとりたいと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号5 - 27及び5 - 28については、中央区担当委員さん、お願いいたします。

10番（小林委員）

まず、5 - 27です。資材置き場の敷地の拡張ということで、3月17日に現地を見てまいりました。現在、家庭菜園をやられている状況です。ちょうど家庭菜園をやられている方がいらっしゃいまして、地主さんから、ここは使うから移動してくれと言われたので、今、移動している最中と言っていました。写真の左側のほうに植えついたり

しているところですが、現地へ行ったときに、やっている方がいらっしやいました。土地のくいもきちんとありますし、土地境もきちんとしてありますし、周りは右側の鋼板の高さぐらいの安全鋼板を張るということです。現在の工務店さんの入り口の前の道が5.5mなんですけれども、その前の道に、横に路上駐車ですか、結構、十何台とまっています、5.5mで片側ずっととめられていると、なかなか通りづらくて、敷地の拡張によって、そういうのも少しは解消されるのかなとは思いました。事務局からの説明で、第1種農地と資料をもらったときに、何で第1種で転用できるのかと聞きましたら、例外措置もあるということで、そういう理由がわかれば、資料に入れてもらうとありがたいです。

続きまして、5 - 28です。これも3月17日に現地を見てまいりました。写真のとおり、現在、整地されている状況です。写真の左側は鳩川がありまして、下りの崖が10mぐらいありますか、結構、急な崖になっています。奥側に家がありますけれども、来客用の駐車スペースを挟んでということで、日当たりのにも問題はないのかなということです。左がすごい崖なので、安全鋼板でも、縦ではなくて横にして、54センチ幅で囲うということで、結構急で、護岸整備もされていないところですが、ちょっと離れていますので大丈夫かと、特に問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号5 - 1049については、城山地区担当委員さん、お願いいたします。

8番（中里委員）

3月21日に、現地を確認しております。スクリーンを見てもらうとわかるんですけれども、4隅は完全に境のくいが入っております。本当に明確化されております。そして、スクリーンでは大分段差があるように見えますけれども、現地を上の方から見ますと、そんなに段差はないと思っております。事務局の説明があったとおり、ブロック2段もしくは3段積みということで、この近くに境川がありますので、3段積みのブロックをすることによって、雨水等の水は外に出ないかなと思います。なお、説明のとおり、碎石敷きで浸透ということで申請がなされておりますので、問題はないかと思っております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号5 - 1050及び5 - 1057について、城山地区担当委員さん、お願いいたします。

11番（齋藤委員）

5 - 1050ですけど、3月18日に現地調査をいたしました。当案件は、所有権を移転して、譲受人がリニア中央新幹線駅建設に伴う収用のために新たに自己住宅を建築するというものです。ここは見てのとおり、手前の道が左から右、これはアスファルトで西側に当たるんですけど、それから電柱があって、その電柱の左側も、はかったところ、2間ぐらいの幅の砂利で、正面、ずっと向こうへ行くと川になるんですけど、そういうところで道がある。ここはもともと田んぼだった場所で、現在は田んぼの面影も全くないところですけど、地目上は田で登記されている場所です。右側は南になるんですけど、ちょうどグリーンになっている、赤い線の右側に家が建っていますけど、あの間

が、実際は、おそらく田んぼの状況になっている場所、表示的にはそうになっていると思うんですけど、実際は畑で、休耕なのか、使っているのか、今の時期、ちょっと草が出ているんですけど、それなりにきれいにやっていますし、南側なので日照等も全く問題ないということです。この一帯は、リニアの関係で、この前も皆さんに審議していただいて、既に許可が出て住宅を建築している場所がすぐ南側にあったり、住宅が非常に多いところですので、特に問題はないということでございます。

それから、5 - 1057です。同じく3月18日に現地調査いたしました。こちらも同じように、譲受人がリニア中央新幹線駅の建設に伴う収用のために移転して、ここに家を建てるというものです。地目的にはここは畑で、中央道のインターチェンジに意外と近い、非常にいい場所なんですね。この一帯はちょっと高台で、リニアの関係で何件もここに許可が出て住宅を建築して、左側にコンクリートのある道ですけど、その左側も、ついこの前、許可を出したところで、実際には建築が始まっています、この赤い場所も、その人が所有している土地なんですね。そこに家を建てるということで、ここも南側、ちょうど道路のところは北の位置づけなので、右側の山があるほう、向こう側は南側になりまして、ちょうど赤い線のところに畑があるんですけど、これも南側ですから日照も問題ないということで、周りにも迷惑がかからない、このような場所です。ここも特に問題ないと思いますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号5 - 1052、5 - 1053及び5 - 1055について、相模湖地区担当委員さん、お願いいたします。

5番（江藤委員）

3月26日に、現地調査に行ってきました。5 - 1052は、先ほどの事務局の説明どおり、中央道の相模湖東口の出口近くにあります。この絵ではわからないんですけども、右奥の下は国道20号になっております。下ものり面で土地がありまして、矢板等により土留め策をしっかりとさせていただくということで、何ら問題はないと思われます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

5 - 1053は、千木良の場所で、私の記憶でお話しするのも何ですが、以前、植木の栽培をしていたと思います。今、きれいに更地にしてあります。植木も伐根しまして、本当にきれいになっております。左側の道路が農道になっているんですね。4mありませんで、認定外道路ということで、進入口は、向こうに白い建物がございましてけれども、どうも車等の進入はあちらのほうからするみたいで、農道の通行には問題はないと思います。土留め策も、周りが畑でして、対策を練るということで問題はなかろうかと思えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

5 - 1055も千木良、先ほどの土地と50mぐらいの距離にあるんですけども、手前から道路がありまして、奥に細長い土地ですけども、私が見た範囲では、手前のほうは数年耕作していなからうと思います。奥のほうは耕作してまして、ネギとかが若干残ってありました。左右に家があるということで、手前のほうは日影になりまして、しばらく耕作されないということで、土留め策もしっかりされるということで、問題なかろうかと思えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号5 - 1051及び5 - 1054、5 - 1058、5 - 1059及び5 - 1060について、藤野地区担当委員さん、お願いいたします。

18番（天野委員）

3月24日に、今説明がありました5件の調査に行っていました。

5 - 1051から説明させていただきます。この農地は、たしか昭和57年の金剛山の崩壊によって被害を受けたところだと記憶しております。住宅が建っていたところで、被害を受けたということで、住宅撤去後、こういう形で利用していたのかなと思います。資材置き場ということで、所有権者と用途変更、地目変更になったのかなと思います。現状は、西側が少し斜面になっていて、それと前面道路が狭いんですが、申請書を見るとセットバックしてあるようですので、問題はなかりと判断しております。

5 - 1054につきましては、事務局から説明があったとおり、所有権移転の関係で、譲受人は佐野川地区に住んでいたんですが、台風19号の土砂崩れによって住宅が全壊したために、こちらの土地を購入して住宅を建てるということです。周囲が住宅地になっておりますので、問題はなかりかなと思います。説明のとおり、ここは東に向けた斜面になっているんですが、現在、農地等で使用していると判断しております。

5 - 1058と5 - 1059ですが、こっちが1058、こっちが1059、こちらが1筆になっていまして、これが上から見た写真で、こちらの左のところに畑があるわけですね。その畑と下に県道があるんですが、段差があるために、下からは、その土地には、なかなか入れない。5 - 1058と5 - 1059は同じ所有者になっていまして、2筆にして、右側の農地を耕作している方が5 - 1059を分筆して、下の畑の進入路ということで、購入の計画をしているそうです。5 - 1058については、宅地分譲をするという事務局の説明のとおりでございます。周囲の状況等を勘案して、最も適当な方法ではないかなと考えます。

5 - 1060の土地についても、事務局から説明があったとおり、現在、国道20号から青根に向かう県道があるんですが、その途中の日連というところに障害者支援施設がございまして、その施設の庭が、今、工事で大分とられているような状況です。ここは広いんですが、土地を半分だけ買って、このところへ施設をつくるということでございます。駅から5分ぐらいで、周りも住宅地になっていますから、問題はなかりかと思えます。ご検討をよろしくお願いいたします。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号5 - 1056及び5 - 1061及び5 - 1062について、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

9番（市川委員）

3月22日に現地を見てまいりました。5 - 1056は、周りが家で囲まれていて、道路とか畑等がよく測量された場所で、きちんと杭も入っていました。問題はないかと思えます。よろしくご審議ください。

5 - 1061は、3月23日に現地を見てまいりました。ヤギ小屋を建てて、ここで管理するというので、現在、ちょうど手前の道路を入った隣接のところにヤギが親子で3頭いましたけれども、申請地は串川橋の県道のすぐ脇にありまして、去年の台風19号のときには、一帯が床下浸水になったと聞いています。ちょうどここは道路と壁

に囲まれたところで、いろいろ問題が生じるようなところではないかと思います。生物技研というところは、厚木からこちらへ移転してきた会社でございます。よろしくご審議ください。

5 - 1062は、津久井湖のちょっと上に当たる太井というところにありまして、住宅の先に国道があります。その下が津久井湖ということで、この辺一帯は、特に住宅が多くて、農地が非常に少ない場所であります。今、親と同居していて、681㎡のうちの339.74㎡を使い、住宅を建てるということで、申請地の下側がほかの農地ということで、きれいに作付されていまして。別に問題はないかなと思います。よろしくご審議ください。

議長（八木会長）

これより質疑に入ります。

16番（藤村委員）

5 - 27で、許可済み地の半分の面積までは広げていいということなので、1種だろうが何だろうが、それは無限にやれば何でもありということになるけど、これはそういう話なんですか。

事務局（伊藤担当課長）

そのとおりでございます。

16番（藤村委員）

第1種農地の申請について何か制限はあるんですか。

事務局（伊藤担当課長）

そういう規定はありません。一応、今回、この申請で工事を着工して、完成した。実際使ってみたら、まだ手狭だったということであれば、再度、申請をして、許可を得るということは可能です。

16番（藤村委員）

そういうことはあるかもしれないけれども、許可済みというところを許可するときに、多分、このあたり一帯が1種だったと思うんだけど、そこは、やっぱり何かの制限があって解除されたんですよね。

事務局（伊藤担当課長）

許可済みのところは、以前は第2種農地の扱いだったんです。第1種農地というのは、今は農地の広がりか10ヘクタール以上と言っているんですが、昔は20ヘクタール以上だったんです。ですので、旧市についてはなかなか申請がなかったんです。法改正で、10ヘクタール以上と面積を狭めましたので、現在、第1種農地になっているということです。

16番（藤村委員）

第2種農地と隣接しているということね。

事務局（伊藤担当課長）

もともと許可済み地の敷地の拡張ということなので、許可をとったところは、過去、第2種農地でとっていたということです。

16番（藤村委員）

法律上は理解できましたが、結構でございます。

もう一つ、よろしいですか。5 - 1061、ヤギを飼うんだったら農地は農地のまま

で、雑種地か何かにすれば税金が上がるから、こっちのほうがいいのかもしいけど、何で農地のままではないんですか。

事務局（松島所長）

今、藤村委員から、3条でいいのではないかというご指摘がありました。3条とするには、今回、ヤギの飼育場ということで、生き物ではあるんですが、今後、譲受人は、ヤギを貸し出して草刈りをする一助としたい、もっと広げて、ヤギの頭数を増やしてやりたいということです。資材と同様の扱いとしたところもあります。要件的に、3条というのは、農地として活用するという形になりまして、ヤギが草を食べて、緑の部分がなくなってしまうということもありますし、要件がいろいろございますが、こちらの会社の要件、事業者でありますので、3条の示している幾つかの要件、従事要件ですとか、全部効率利用要件、下限面積要件、こういったものは、仮に3条ということになりますと、条件は満たせない要件になっているということで、総合的に勘案した結果、5条ということで判断いたしましたところでございます。

以上です。

議長（八木会長）

よろしいですか。

16番（藤村委員）

はい、結構です。農業委員は、なるべく農地を守るというところで動いているので、ヤギだって牛を飼っているのと似たようなものではないか、農地でいいのではないかという気はするけれども、そういうような要求があったということで了解。

議長（八木会長）

ほかにございますか。

質疑なし

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第85号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程4議案第85号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第86号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程5 議案第86号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、11ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第86号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号31-293から31-295及び31-1082は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和2年3月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、12ページから13ページをご覧ください。案内図は、20ページから22ページをご覧ください。本議案については、地権者と耕作者との相対での利用権設定をするものです。本庁分といたしましては、3件、9筆、5,835㎡となります。

以上で本庁分を終わります。

事務局（松島所長）

それでは、続きまして、津久井事務所管内の1件を説明いたします。14ページをご覧ください。案内図は23ページをご覧ください。整理番号31-1082は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。契約期間は5年9カ月、件数は1件、2筆、面積は469㎡です。

補足しますと、当該地は農地再生モデル事業で、平成30年、31年の2カ年間、事業を実施した農地となっております。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第86号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程5 議案第86号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 6 議案第 87 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程 6 議案第 87 号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与が制限されますので、議長を 6 番阿部副会長に交代いたします。

〔八木会長退席 阿部副会長着席〕

議長（阿部副会長）

それでは、進行させていただきます。

日程 6 議案第 87 号を議題に供しますが、議事参与の制限により、13 番八木委員には、恐れ入りますが、ご退席をお願いいたします。

13 番 八木健一委員 退席

議長（阿部副会長）

それでは、事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松島所長）

それでは、15 ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 87 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 31 - 1083 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 2 年 3 月 30 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、津久井事務所管内の 1 件を説明いたします。16 ページをご覧ください。案内図は 24 ページをご覧ください。整理番号 31 - 1083 は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。契約期間は 3 年 9 カ月、件数は 1 件、1 筆、面積は 907 m²です。

なお、補足ですが、当案件は古木農業委員に仲介をいただいております。

以上で説明を終わります。

議長（阿部副会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部副会長）

よろしいでしょうか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 87 号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部副会長）

挙手全員。

よって日程6議案第87号については、原案のとおり決定いたしました。

議事が終了いたしましたので、13番八木委員には、ご着席をお願いいたします。

13番 八木健一委員 着席

議長（阿部副会長）

それでは、議長を交代いたします。

〔阿部副会長退席 八木会長着席〕

日程7 議案第88号 令和3年度県農林業施策並びに予算に関する要

望(税制改正要望事項)について

議長(八木会長)

それでは、続いて、日程7議案第88号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局(一之瀬総括副主幹)

それでは、17ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第88号 令和3年度県農林業施策並びに予算に関する要望(税制改正要望事項)について。神奈川県農業会議からの依頼により、「令和3年度県農林業施策並びに予算に関する要望(税制改正要望事項)」を別紙のとおり提出する。令和2年3月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、18ページをご覧ください。令和3年度県農林業施策並びに予算に関する要望のうち、税制改正要望事項につきましては、県への施策要望、予算要望等に先駆けまして、3月末までに県農業会議への提出が求められているものでございます。税制改正要望事項につきましては、先般開催いたしました全員協議会で提示をさせていただいて、ご協議を経て提案するもので、昨年度要望したものがまだ実現されていないことから、継続して要望するものとして、相続税・贈与税で2点、地方税である固定資産税で2点の合計4点を要望するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長(八木会長)

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長(八木会長)

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第88号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長(八木会長)

挙手全員。

よって日程7議案第88号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 8 議案第 89 号 相模原市農業委員会規程の一部を改正する規程

について

議長（八木会長）

続いて、日程 8 議案第 89 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（一之瀬総括副主幹）

それでは、19 ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 89 号 相模原市農業委員会規程の一部を改正する規程について。相模原市農業委員会規程の一部を改正する規程を別紙のとおり定める。令和 2 年 3 月 30 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、次の 20 ページをご覧ください。本件の改正につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方公務員法の改正に伴いまして、これまで臨時的任用職員及び非常勤職員として任用してきたものを会計年度別に任用する会計年度任用職員に改めるものでございます。改正の箇所につきましては、24 ページの中段、第 14 条のところでございます。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 89 号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程 8 議案第 89 号については、原案のとおり決定いたしました。

て

議長（八木会長）

続いて、日程 9 議案第 90 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（一之瀬総括副主幹）

それでは、29 ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 90 号 相模原市農業委員会障害者活躍推進計画について。「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部を改正する法律第 7 条の 2 第 1 項に規定する厚生労働大臣の定めた「障害者活躍推進計画作成指針」に即して、「相模原市農業委員会障害者活躍推進計画」を別紙のとおり作成する。令和 2 年 3 月 30 日提出。相模原市農業委員会会長。

30 ページから 31 ページをご覧ください。こちらは、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律第 7 条の 2 第 1 項において、厚生労働大臣は、障害者活躍推進計画作成指針を定めるものとされておりまして、その規定に基づき、国及び地方公共団体の任命権者は、作成指針に即しまして、障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画を令和 2 年 4 月 1 日までに作成しなければならないとされていることから、別紙のとおり、相模原市農業委員会障害者活躍推進計画を作成するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 90 号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程 9 議案第 90 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 10 議案第 91号 事務局職員の退職について

議長（八木会長）

続いて、日程 10 議案第 91号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（鈴木次長）

それでは、32ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 91号 事務局職員の退職について。令和 3 月 31 日付けで、次の者を定年により退職とする。事務職員相澤博。令和 2 年 3 月 30 日提出。相模原市農業委員会会長。

本議案につきましては、相澤博事務局長の定年による退職に関するもので、農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項で、職員は農業委員会が任命すると規定されていることから提案するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 91号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

ご異議なしと認めます。

よって日程 10 議案第 91号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 1 議案第 9 2 号 事務局職員の任免について

議長（八木会長）

続いて、日程 1 1 議案第 9 2 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（鈴木次長）

それでは、33ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 9 2 号 事務局職員の任免について。令和 2 年 4 月 1 日付けで、次のとおり、事務局職員を任免する。事務職員齊藤ますみ。相模原市農業委員会事務職員に任命する。農業委員会事務局長に補する。事務職員松島政幸。市長事務部局へ出向を命ずる。令和 2 年 3 月 3 0 日提出。相模原市農業委員会会長。

本議案につきましては、齊藤新事務局長の任命及び松島現所長の出向に関するもので、農業委員会等に関する法律第 2 6 条第 3 項で、職員は農業委員会が任免すると規定されておりますけれども、相模原市農業委員会事務専決規程第 4 条第 1 項第 1 号で、管理職以外の職員については会長専決となっています。このことから、管理職職員の任免について提案するものでございます。なお、津久井事務所長は私次長が兼ねるものです。

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 9 2 号について、提出された事務局職員の任免について決定することにご異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

ご異議なしと認めます。

よって日程 1 1 議案第 9 2 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 2 報告第 8 4 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

日程 1 3 報告第 8 5 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

日程 1 4 報告第 8 6 号 農地所有適格法人の報告について

日程 1 5 報告第 8 7 号 非農地証明書の発行について

日程 1 6 報告第 8 8 号 民事執行法による売却に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について

日程 1 7 報告第 8 9 号 国税徴収法による売却に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について

日程 1 8 報告第 9 0 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

日程 1 9 報告第 9 1 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議長（八木会長）

続きまして、報告案件に移りますが、日程 1 2 報告第 8 4 号から日程 1 5 報告第 8 7 号及び日程 1 7 報告第 8 9 号から日程 1 9 報告第 9 1 号について、事務局からの説明は割愛させていただきます。

なお、報告第 8 8 号については、事務局から補足説明がありますので、お願いいたします。

事務局（松島所長）

それでは、收受番号 1 0 0 1 の補足説明をさせていただきます。恐れ入りますが、4 6 ページをご覧ください。

4 6 ページに記載のとおり、こちらの案件につきましては、民事執行法による売却に係る農地等の現況照会を横浜地方裁判所からいただいております。こちらの場所でございますが、前の所有者が造園業者の代表者でありましたことから、かつて、その一部が

資材置き場として利用されて、現在も農地の一部に資材がとどまったままの状態となっております。こちらの4筆につきましては、いずれの場所も農業振興地域内の農用地区域内の農地でありまして、違反是正の必要があることから、原状回復命令を発する見込みがある旨、裁判所へ回答を行ったものとなっております。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

それでは、日程12から日程19までの報告議案について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

16番（藤村委員）

40ページの明嶺菌さん、この方は、たしか農地も着々と取得されているんですが、売り上げがあんまり伸びていないようなので、どんな状況なんですか。

事務局（伊藤担当課長）

会社名を明嶺菌(てるみねえん)といいます。40ページの2の(1)事業の種類で、まだ実際つくってはいないんですけど、現在、シイタケを栽培するための高度化施設、簡単に言うと、立派なビニールハウスを建設する予定です。市の担当部署と調整しながらやっているというのが現状です。

売上高については、41ページの(1)構成員の3番目の方の畑で収穫された露地野菜による収益、売り上げということになっております。以上です。

16番（藤村委員）

はい、わかりました。

議長（八木会長）

ほかにございませんか。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第13回総会を終了いたします。